

国保・高齢者医療だより

11月は『ちば国保月間』です！

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助けあう制度です。皆様の健康を守るための大切な『国民健康保険』へのご理解と『国民健康保険税』の納期限内納付にご協力をお願いいたします。

医療費の適正化のために

医療費は年々増加傾向にあり、このまま医療費が増え続ければ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担が今以上に重くなることになりかねません。まずは、医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力をお願いします。

整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術について

国民健康保険が適用できるのは「急性のけが」です。医師の同意が必要な場合もあります。施術を受ける時は、負傷原因を正確に伝え、保険が適用できるか正しく理解した上で、施術を受けましょう。

◆保険適用できる場合

- ・外傷性のねんざ、打撲
- ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要）

◆保険適用できない場合

- ・日常生活の単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良等
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩、関節炎、ヘルニア等）による凝りや痛み
- ・脳疾患による後遺症等の慢性病
- ・症状の改善が見られない長期の施術（応急処置を除く）
- ・スポーツなどによる肉体的疲労改善のための施術

- ・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの給付）
- ・負傷部位以外の施術

◆施術を受ける時の注意点

- ・負傷原因を正確に伝えてください。（いつ・何をして）
- ・病院での治療と重複はできません。（同一負傷について、同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担）
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。（内科的要因も）

- ・保険を使って施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要となります。療養費支給申請書の内容はよく確認して自分で署名または捺印してください。（負傷原因、負傷名、日数、金額等の確認）
- ・領収書は、必ずもらってください。（医療費控除に必要）

◆保険適用できる、あん摩・マッサージ

- ・関節拘縮、筋麻痺の症状に対する施術となり、治療上マッサージが必要であると医師が認めた場合は保険が適用できます。

◆受診内容調査について

- ・文書等により負傷原因・施術年月日・施術内容などについて照会することがあります。

▼問合せ

町民課国保年金係
☎ 2113

国民健康保険について
知ってみよう！



11（いい）月30（みらい）日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額についてご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については日本年金機構のホームページでご確認いただくか、佐原年金事務所にお問い合わせください。

▼問合せ 佐原年金事務所 ☎ 1442